

公有財産売却に伴う一般競争入札実施要領

1 売却物件

救急自動車 日産（平成27年式）

2 一般競争入札に付する公有財産の概要

| 物件番号 | 物件名称 | 総排気量 | 初年度登録 | 走行距離 | 予定価格 | 入札保証金 |
|------|-------------------------|-------|-------|---------------|---------|--------|
| 1 | 救急自動車 日産 (平成27年式) | 3.49L | 平成27年 | 217,481 km | 50,000円 | 5,000円 |

備考：1 「予定価格」とは、あらかじめ組合が定めた最低売却価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 走行距離は性能維持のため増加することがある。

3 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合が定める甘木・朝倉広域市町村圏事務組合インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「組合ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守できる者であること。
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。
- (4) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できる者であること。
- (6) 日本国内に住所及び連絡先がある者であること。
- (7) 20歳以上の者であること。
- (8) 「4 入札参加申込みの方法」により、あらかじめ一般競争入札への参加申込みをした者であること。

4 入札参加申込みの方法

- (1) 入札参加希望者は、令和7年4月14日（月）13時から令和7年5月1日（木）14時まで、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するK S I 官公庁オークションシステム（以下「オークションシステム」という。）により参加の仮申込みの手続きを行うとともに、クレジットカードにより甘木・朝倉広域市町村圏事務組合が定めた入札保証金を納付

すること。

(2) 入札参加希望者は、上記(1)の仮申込みの手続きを完了した後、令和7年5月1日(木) 17時15分までに所定の申込書等により甘木・朝倉消防本部総務課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

① 申込書等を郵送する場合

ア 送付先 〒838-0065 福岡県朝倉市一木18番地20
甘木・朝倉消防本部 総務課

イ 受付 郵便で令和7年5月1日(木) 17時15分まで

② 申込書を持参する場合

ア 受付場所 甘木・朝倉消防本部 総務課

イ 受付時間 平日の8時30分から17時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日を除く。)

なお、参加申込時に必要な書類等は以下のとおりとする。

- ・公有財産売却一般競争入札参加申込書
- ・誓約書
- ・個人の場合は、身分証のコピー(公的機関が発行した「運転免許証」「パスポート」等)
- ・法人の場合は、登記事項証明書のコピー

※ 法人の代表者が従業員に入札手続を委任する場合など、申込者が入札の手続きを行わない場合は、委任状が必要。

(3) 受付期間内に申込書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。

(4) その他

① 申込書は、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合のホームページからダウンロードすることができる。

② 申込等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

③ 提出された申込書等は、返却しないものとする。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場 所 福岡県朝倉市一木18番地20

甘木・朝倉消防本部 総務課 電話0946-23-2751

(2) 期 間 令和7年4月14日(月) 13時から令和7年5月1日(木) 14時まで

6 一般競争入札の場所及び期間

(1) 場 所 オークションシステム上

(2) 入札期間 令和7年5月20日(火) 13時から令和7年5月27日(火) 13時まで

(3) 開 札 令和7年5月27日(火) 13時

7 入札の方法

- (1) 入札形式で実施する。
- (2) オークションシステム上で入札価格（消費税及び地方消費税等を含む。）を登録する。
なお、この登録は一度しか行うことはできない。
- (3) 郵送又は持参による入札書の提出は認めない。

8 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金の全部に充当する。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。
- (4) 入札保証金には、利息を付さない。
- (5) 落札者が、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は甘木・朝倉広域市町村圏事務組合に帰属する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この実施要領で示した競争入札参加者に必要な資格を有しない者が行った入札。
- (2) 虚偽の申請をした者が行った入札。
- (3) 組合ガイドラインに記載する無効な入札に該当する者。

10 落札者の決定方法

- (1) 入札期間終了後、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合が開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上かつ最高価格で入札した者を落札者として決定する。

11 契約に関する事項

- (1) 契約の締結期限
落札者は、令和7年6月3日（火）17時15分までに契約を締結しなければならない。
- (2) 契約書の作成の要否
要
- (3) 契約保証金
契約保証金は、入札保証金と同額とする。契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当する。また、契約保証金には、利息を付さない。
- (4) 売却代金
売却代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた額とする。

(5) 売却代金の残金の納入

契約の相手方は、令和7年6月10日(火)14時30分までに売却代金の残金を、一括にて甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の発行する納入通知書または甘木・朝倉広域市町村圏事務組合が指定する銀行口座への振込みにより納付しなければならない。

また、納付を確認するために領収証の写しを甘木・朝倉消防本部総務課にファックス送信しなければならない。

○ 甘木・朝倉消防本部 総務課 ファックス番号 0946-24-1334

1.2 物品の引渡し

物品の引渡しは、次の期間及び場所にて公開したときの状態で引渡すものとする。引渡し後に発生した不具合や故障及び発見された傷等については、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 引渡期間 令和7年6月17日(火)から令和7年6月30日(月)
時間帯 9時00分から17時00分
(土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日を除く。)
- (2) 引渡場所 福岡県朝倉市一木18番地20 甘木・朝倉消防本部

1.3 所有権の移転及び名義変更

- (1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。
- (2) 売払物件の売買代金完納後の引渡しに要する費用、車検及び所有権移転に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。
- (3) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とすること。
- (4) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

1.4 その他

- (1) 当該公告文記載内容その他の事項については、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合ガイドラインに基づくものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する課
- | | |
|-----|--------------------------|
| 名称 | 甘木・朝倉消防本部 総務課 |
| 所在地 | 〒838-0065 福岡県朝倉市一木18番地20 |
| 電話 | 0946-23-2751 |